

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成20年2月21日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

平成19年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会教育部定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成18年度および平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
教育委員会 教育部	総務課 (新設統合校整備室) 学校教育課 社会教育課 (少年育成センター) (生涯学習センター) 人権教育課 市民スポーツ課 教育文化研究所 高松第一高等学校	平成18年度および平成19年4月1日から同年10月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成19年10月26日から平成20年1月15日まで

(2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、社会教育課の伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものおよび同手引の第5章第3節第2項第1号に該当する一部非公開であるものについて公と記載されたもの、少年育成センターの伺決裁の起案用紙には、同手引の第5章第3節第4項第4号の非公開理由の記載がないもの、生涯学習センター、市民スポーツ課および高松第一高等学校の伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けら

れたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(社会教育課・少年育成センター・生涯学習センター・市民スポーツ課・高松第一高等学校)

イ 委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いを適正にすべきもの

委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第19項で、当初の支出負担行為伺の決裁者が部長より上位の場合には、部長の決裁を受けなければならないが、小・中学校地上デジタル放送電波障害調査業務委託の検収調書に係る決裁処理は、当初、助役までの支出負担行為伺決裁を受けているにもかかわらず、課長決裁で事務処理しているので、今後、同種の検収調書の決裁を受ける場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(総務課)

ウ 業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないと規定されているが、高松市立学校等消防用設備保守点検業務委託契約については、その契約書第11条で、契約期間中に発生する誤報その他機能不良箇所がある場合は、随時調査すると規定しているにもかかわらず、契約期間の満了前に検収員が検収を行っていたので、今後は、契約内容を十分に確認し、契約業務の完全な履行後に検収を行うよう、適正に事務処理されたい。

(総務課)

エ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事

務の取扱いについて（通知）」でも，委託業務を発注する場合においては，業務範囲の特定を行うために，仕様書を作成することを定めているが，高松市立小中学校教職員および幼稚園非常勤講師健康診断（一般検診，胸部 X 線撮影）業務委託契約の支出負担行為同決裁には，仕様書が添付されていないので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう，同規定等に基づき仕様書を作成し，決裁に添付されたい。

（学校教育課）

オ 業務委託契約に伴う個人情報の取扱いを適正にすべきもの

高松市立小中学校教職員健康診断（胃検診）業務委託の契約内容には，個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず，その契約書には，受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき，個人情報が適正に取り扱われるよう，契約条項を改められたい。

（学校教育課）

カ 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

平成 18 年度特別管理産業廃棄物管理責任者講習会に参加するため，講習会会場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ，高松市職員服務規程第 14 条第 1 項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので，今後，市内出張をしようとするときは，同規定に基づく決裁を受けられたい。

（高松第一高等学校）

キ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は，高松市公有財産事務取扱規則第 26 条第 2 項ただし書に規定する必要がないと認める理由を，使用許可同決裁に明記しなければならないが，電柱，電話柱および支線の使用許可については，連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず，同同決裁にその理由を記載して

いないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

(高松第一高等学校)

ク 産業廃棄物最終処分の再委託に係る書面の提出を適正にすべきもの
平成19年度産業廃棄物処理業務委託における産業廃棄物管理票を監査したところ、再委託に係る書面の提出を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物処理委託契約書(処分用)の相手方とは異なる処分業者が、処分受託者として記載されているものが見受けられたので、今後、再委託をするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の定める再委託基準に従い、再委託に係る書面を提出させ、承諾されたい。

(高松第一高等学校)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 時間外勤務命令の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

職員の時間外勤務等の取扱要領第9項では、時間外勤務等を命ぜられた職員は、勤務の開始・終了時刻をあらかじめ所属長が指名した職員に告げ、その確認の押印を受けるよう規定しているにもかかわらず、総務課の休日勤務・時間外勤務命令簿には、確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年11月29日)

休日勤務・時間外勤務命令簿については、確認者、時間外勤務取扱主任等がそれぞれの立場で、職員の時間外勤務等の取扱要領や休日勤務・時間外勤務命令簿および月例報告書等作成マニュアルに基づき確認し、適正な事務処理を行うよう改めた。

(教育委員会教育部総務課)

2 行政財産目的外使用許可書を適正に交付すべきもの

(1) 改善を要する事項

学校施設の目的外使用に関する取扱要領第3項第4号では、使用料を徴収して使用を許可するときは、申請者が使用料を納入した後に、許可書を交付することと規定されているにもかかわらず、高松市立屋島中学校および高松市立勝賀中学校の屋内運動場の使用許可については、申請者が使用料を納付する前に、許可書を交付しているので、今後、同種の使用を許可する場合は、同規定に基づき適正に許可書を交付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年11月29日）

行政財産目的外使用許可書の交付に係る事務処理については、学校施設の目的外使用に関する取扱要領第3項第4号の規定に基づき、適正に行うよう改めた。

（教育委員会教育部総務課）

3 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

契約金額が130万円以下の工事について、監督員または検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年11月29日）

市内出張命令については、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定等に定める内容について、改めて関係職員に注意喚起し、共通認識するとともに、所属長および庶務担当者が十分にチェックを行うなど、チェック体制の強化を図ることにより、事務処理を適正に行うよう改めた。

（教育委員会教育部総務課）

4 更新後の産業廃棄物収集運搬業許可証等の写しを提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

グリストラップ清掃業務委託契約書第2条第4項では、受託者は、市に提出した産業廃棄物に関する事業範囲を証する許可証の写しの許可事項に変更があった場合には、変更後の許可証の写しを市に提出することと規定しているが、同契約締結伺決裁には、受託者の産業廃棄物収集運搬業許可の有効期限が契約履行期間内で切れているにもかかわらず、同許可の更新がなされていることを証する書類が添付されていないので、今後、同様の業務を委託し、産業廃棄物収集運搬業等の許可有効期限が契約履行期間内で切れる場合には、受託者から更新後の許可を証する書類を提出させ、それを決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年11月29日）

グリストラップ清掃業務委託等、業務実施に当たり産業廃棄物収集運搬業等の許可を必要とする業務委託について、許可有効期限が契約履行期間内で切れる場合には、受託者から更新後の許可を証する書類を提出させ、それを決裁に添付するよう改めた。

（教育委員会教育部総務課）

5 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年11月30日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果については、当該監査終了後、伺決裁を起案する際は、文書法制事務の手引第2章第2節第5項第5号の規定に基づき記入漏れがないよう、課内全職員に対して、文書等により記入および確認の周知・徹底を図った。

（都市整備部公園緑地課）

6 業務委託料の歳出戻入に係る決裁行為を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

前金払をした高松市インフォメーションプラザ管理運営業務委託料の歳出戻入（支出負担行為の減額）に係る事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1備考第7項の規定に基づき、当該支出負担行為何の専決者（助役）までの決裁を受けなければならないが、課長決裁により事務処理されているので、今後、業務委託料の歳出戻入の決定をしようとするときは、これらの規定に基づき、正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月12日）

前金払をした平成18年度高松市鬼ヶ島おにの館指定管理委託料の歳出戻入（支出負担行為の減額）に係る事務処理について、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1備考第7項の規定に基づき、当該支出負担行為何の専決者までの決裁を受けた。

（産業部観光課）

7 業務委託契約等に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

保健医療業務委託の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者等が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

保健医療業務委託の契約については、平成17年度から、契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込んだ。

（健康福祉部保健センター）

8 保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等をすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、保健医療業務委託契約に基づき、起案された保健医療業務の実施に係る協定書締結伺決裁には、保健医療業務の具体的な業務内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同様の協定をしようとする場合には、委託料の積算基礎となる保健医療業務の内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

また、高松市事務決裁規程別表第1人事の表第2項の検収員の任命は、執行伺決裁上で行わなければならないが、協定書締結伺決裁では、その任命が行われていないので、今後は、決裁上で検収員を定めるなど、検収体制を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

保健医療業務委託契約に係る仕様書の作成等については、平成17年度から、仕様書を作成し、同仕様書に基づき協定を締結するとともに、検収員を定め検収体制を明確に行うなど、適正な事務処理を行うように改めた。

（健康福祉部保健センター）

9 補助金の概算交付の理由を明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年度身体障害児在宅歯科診療事業に係る補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定等を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず、これらの補助金交付決定伺決裁には、同項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

身体障害児在宅歯科診療事業のほか、高松市会計規則第79条第1項第3号の規定等に基づき概算交付を行っている補助金については、平成17年度から補助金交付決定伺決裁に概算交付する正当な理由を明記するよう改めた。

（健康福祉部保健センター）

10 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、保健センターの同命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものおよび地域包括支援センターの同命令簿では、庁外の勤務で勤務場所の記載がないものが見られたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき適正に処理するよう改めた。

（健康福祉部保健センター，地域包括支援センター）

11 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者から提出された着手届，完了届および実績報告書ならびに委託業務の受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき，専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが，香川県競輪選手技能強化訓練補助事業および高松競輪場選手宿舍機械警備業務委託に

係る着手届等については、受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月17日）

香川県競輪選手技能強化訓練補助事業に係る着手届等の受理決裁をしていなかったことについては、平成18年度から決裁を受けるよう改めた。

（産業部競輪局事業課）

12 見積徴取伺決裁の事務処理を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

玉藻杯争覇戦開催宣伝用ポスター制作委託および高松競輪場モニターテレビ等保守点検業務委託の見積徴取伺決裁において、随意契約および連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものや契約保証金の取扱いを記載していないものが見受けられた。

今後、これらの契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載するなど、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月17日）

玉藻杯争覇戦開催宣伝用ポスター制作委託および高松競輪場モニターテレビ等保守点検業務委託については、随意契約および連帯保証人の根拠規定や契約保証金の取扱いを記載するよう平成16年度から改めた。

（産業部競輪局事業課）

13 補助金交付決定伺決裁を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

支出予定金額が100万円を超える補助金の交付決定伺決裁の事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第19項の規定に基づき、専決者（主管部長）までの決裁を受けなければならないが、高松市合併処理浄化槽設置整備事業

補助金交付決定伺決裁に係る事務処理は、課長決裁により事務処理されているので、今後、同様の補助金の交付決定をしようとするときは、これらの規定に基づき、正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月19日）

高松市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付決定伺決裁において、支出予定金額が100万円を超えるものについては、正当な決裁者（主管部長）までの決裁を受けるよう改めた。

（都市整備部下水道管理課）

14 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、太田第二土地区画整理事務所の各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月9日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、文書法制事務の手引第2章第2節第5項第5号の規定に基づき、平成19年8月16日付け以降の執行伺決裁に漏れなく記載し、適正な事務処理に努めた。

（都市整備部太田第二土地区画整理事務所）

15 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成18年4月1日から年3.6パーセントが年3.4パーセントに変更されているにもかかわらず、臨床検査委託契約書および住所

データ変換対応作業委託契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月16日）

臨床検査委託契約書およびプログラム修正（DPCデータ提出対応）業務委託契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率については、平成19年度から高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率に改めた。

（病院部市民病院庶務課・市民病院医事課）

16 業務委託契約に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市民病院保安警備業務委託および高松市民病院受付等補助業務委託については、個人情報を取り扱う業務が含まれているため、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、当該契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付しているが、個人情報取扱特記事項第11項では、受託者は個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、市に報告しなければならないと規定しているにもかかわらず、受託者から個人情報の取扱いに関する要領等の報告を受けていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、個人情報の適正な管理が図れるよう、受託者に対し、個人情報の取扱いに関する要領等の報告を求められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月16日）

高松市民病院保安警備業務委託および高松市民病院受付等補助業務委託については、平成19年度から個人情報の取扱いに関する要領を受託者から提出させるよう改めた。

（病院部市民病院庶務課）

17 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、病歴類移動および整理業務委託の支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月16日）

病歴類移動および整理業務委託の支出負担行為伺決裁については、平成19年度から仕様書を添付するよう改めた。

（病院部市民病院医事課）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 施設の有効利用について

(1) 意見を付した事項

文化部が所管する文化施設において、個人、団体等の使用に供している講堂、集会室等の施設について、平成16年度の利用状況を調査したところ、各文化施設が行う自主事業による利用と併せて、有効に活用されている施設もあるものの、利用が少ない施設も見受けられた。

新高松市行財政改革計画では、使用料・手数料等の見直しを重点取組項目の一つに挙げており、平成16年9月に策定された使用料・手数料等の見直し基準に基づき、利用者数の状況などの現状分析を行い、見直しを図ることとしているほか、平成13年4月に策定された市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画でも、多様な市民活動を促進するため、公共施設の利用促進を図るとしていることから、自主財源の確保および市民活動の充実の観点からも、これらの計画等に基づき、施設の有効活用および利用率の向上を図るための取組を、より積極的に推進されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年11月9日）

集会室等の利用率向上について、平成16年度に導入されたインター

ネットによる貸館予約システムである生涯学習システムは、本館のみの適用としていたが、その後、施設の有効利用を目的として様々な利用率向上サービスを展開する中で、平成19年度より本館・別館の両方について、インターネットを利用した貸館予約および空き情報の提供を行ったことと合わせ別館の利用料金も見直した。それにより、貸館利用者の利便性の向上と同時に、利用者の拡大を図ることができ、平成17年度から平成18年度にかけて、利用率が62.7パーセントから64.0パーセントに増え、貸館使用料が増額となった。

また、施設全体としては、センター学習・子ども教室等の自主事業の内容の充実を図る中で、かつて食堂として利用されていた施設の一部を、子育て集会室としてリニューアルし、複合施設としての機能充実を図った。平成20年度には、中西太メモリアルコーナー（仮称）の設置を計画しており、施設の有効活用をより一層進めることとした。

（文化市民文化センター）

2 工事の発注方法について

(1) 意見を付した事項

随意契約により予定金額50万円以下で、同一種別の工事を同一時期に複数発注する場合は、課内で発注方法の調整を十分に図り、特殊性・緊急性を要するなど特別な理由による工事を除き、これらの工事を一括して契約を締結できるよう、今後においては、工事の適切な発注方法を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年11月30日）

平成19年度の三谷町地内のちびっこ広場整備において、整備に要する盛土工と排水構造物工を一括工事として見積徴取を行うなど、適切な工事の発注を図った。

（都市整備部公園緑地課）

3 業務委託の契約手続について

(1) 意見を付した事項

高松市やすらぎ苑盆栽借上および管理業務委託の見積徴取では、「消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること」と通知しているにもかかわらず、消費税および地方消費税込みの見積金額で、競争見積合せを行うなど、契約事務処理上、適正性に疑義を生じかねないものが見受けられた。今後、同種の契約事務を執行する場合で、見積徴取を実施するときは、見積業者に対し見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示すなど、見積内容の周知徹底を行い、見積徴取手続が適正なものとなるよう事務処理方法を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月7日）

業務委託の契約手続については、平成19年度から見積徴取通知書の注意事項を遵守した契約手続に改めた。

（市民政策部市民やすらぎ課）

4 公金振込依頼書の印刷発注の契約事務について

(1) 意見を付した事項

公金振込依頼書（口座振替済通知書その他の関係様式を含む。）は、市と指定金融機関がそれぞれに使用する様式が一体となった3部複写の仕様となっていることから、両者が共同して特定の印刷業者に一括発注している実態があるにもかかわらず、市は、公金振込依頼書の印刷発注にあたり、一者随意契約の根拠を明確に示さないまま、公金振込依頼書のうち市が使用する口座振替済通知書（葉書）のみの購入を単独で行う直接購入の見積徴取伺決裁をとり、また、特定の印刷業者一者から見積もられた見積金額の適正性・妥当性が定かにされないまま、契約事務処理を行っているので、今後は、印刷発注に係る市と指定金融機関の経費負担区分を決裁に明記し、その契約方法を三者契約にするなど、契約事務の適正性や透明性が確保できるよう、事務処理方法の見直しを検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月11日）

印刷業者の決定については、平成17年度から三者により見積徴取を行い、最も安価な業者と契約を行った。その結果、経費は前年度より低く抑えられた。また、決裁の添付見本に、印刷発注に係る市と指定金融機関との区分を明記し、契約事務の適正性や透明性確保のための事務改善を図った。

(出納室)

5 適正な契約金額について

(1) 意見を付した事項

契約事務取扱通知では「予算額はあくまで上限であり、実際の契約は、予算額を下回るものとするよう」契約担当職員に求めているが、予算額または予定金額と契約金額が同額になっているものが見受けられる。

今後、見積合せに当たっては、適正な価格での契約を締結できるよう、業務内容の見直しや予算額を下回る予定金額の設定などの検討をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

施設・設備維持管理業務委託について、平成15年度から平成19年度において、仕様の見直しや一括契約の拡大、長期継続契約の適用等により、予算額を下回る価格で契約締結した。

(健康福祉部保健センター)

6 運営補助事業の実績確認について

(1) 意見を付した事項

平成15年度むつみ会（高松精神障害者家族会）運営事業に係る補助事業等実績報告書には、その関係資料として収支決算書が添付されているものの、収支決算書の事務費支出決算額とその支出内訳の合計額が合致していない記載があったにもかかわらず、補助事業の実績確認が十分になされないまま、適正なものとして事務処理されているものが見受けられたので、今後、補助事業の実績確認を行う場合は、補助事業等実績報告書等の計数確認をはじめ、これら関係書類の記載内容の精査はもと

より，必要に応じて，補助事業の執行に係る収支状況に関する領収証等の証書類や帳簿等の関係書類の提出を求めるなど，実績確認が適切に行われるよう，その事務処理方法を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

むつみ会（高松精神障害者家族会）運営補助事業については，平成17年度から補助事業等実績報告書等の記載内容を精査するとともに，領収書等の証書類や帳簿等の関係書類を実地検査するなど，実績確認を適切に行うよう改めた。

（健康福祉部保健センター）

7 補助金交付要綱と同交付決定通知書等の整合性について

(1) 意見を付した事項

地方公共団体の補助金交付決定は，一種の行政契約として考えられており，補助条件に反することは付款（条件）違反，債務不履行として整理されるべきもので，補助条件に反する場合の交付決定の取消しなどについては，特に形式的なものとならないよう，具体的に明示しなければならないが，高松市夜間歯科診療事業補助金交付要綱第10条では，補助金の返還を求める旨を規定しているにもかかわらず，同要綱第5条様式第2号に規定する補助金交付決定通知書および第7条様式第3号に規定する補助金交付指令書には，当該規定を記載していないので，今後，同様の補助金交付決定をする場合には，補助金交付要綱との整合性が図られたものとなるよう様式を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月14日）

高松市夜間歯科診療事業補助金交付要綱については，平成19年度から，同要綱第10条に規定する補助金の返還を求める旨を補助金交付決定通知書および補助金交付指令書に記載する改正を行った。

（健康福祉部保健センター）

8 競輪事業の経営改善について

(1) 意見を付した事項

競輪事業は、全国的に車券発売収入が減少傾向にある中で、市の競輪事業も、一般会計への繰出金が平成12年度以降年々減少しており、平成15年度においては全く見込めないなど、厳しい経営状況にある。このため、平成14年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書や平成15年度の包括外部監査結果報告書の意見等を踏まえながら、競輪事業は市の財政に貢献する収益事業であるという本来の目的を改めて認識し、現状の問題点の精査や洗出しを行い、実効性ある経営改善策を早急に策定し、その対策に積極的に取り組まれない。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月17日）

競輪事業の経営改善については、実効性のある措置として平成16年12月に高松市競輪事業経営改善計画を策定したところである。

（産業部競輪局事業課）

9 高松市競輪事業経営改善計画の取組等について

(1) 意見を付した事項

全国的な傾向ではあるものの、本市競輪事業においても、車券売上高および入場者数は、レジャーの多様化、ファンの高齢化等により減少傾向にあり、また、平成15年度から一般会計への繰出しが行われていない中、平成16年12月に高松市競輪事業経営改善計画を策定し、競輪事業の経営改善について実効性ある対策に取り組まれているところであるが、今後においても引き続き、同計画に登載されている収入確保策等をはじめとした各種の取組項目について積極的かつ着実な推進を図られたい。加えて、競輪事業は本市の財政運営に貢献する収益事業であるという本来の目的を踏まえ、なお一層の経営改善に取り組むことにより、一般会計への繰出金の確保にも努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月17日）

収入確保策等をはじめとした各種取組事項については積極的に進めており、平成15年度・16年度に取りやめていた一般会計への繰出金も平成17年度から1億円の繰出しを復活し、今年度も引き続き実施する予定である。

10 補助金交付に係る事務処理の適正な実施について

(1) 意見を付した事項

高松市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付については、同補助金交付要綱に基づき、事務処理しなければならないが、申請書に添付されている書類の記載が一部不備なまま受理するなど、補助事業の適正性に疑義が生じるものが見受けられたので、今後、同様の補助金の事務処理をしようとするときは、同要綱に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月19日）

高松市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付に係る事務処理については、申請書の添付書類を慎重に審査するなど、交付要綱に基づき適正に事務処理することとした。

(都市整備部下水道管理課)

11 市立学校(園)消防用設備等保守点検業務委託の随意契約について

(1) 意見を付した事項

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号により随意契約するものとしているが、同号に該当するかどうかは、毎年度、具体的に検討する必要がある。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月21日）

本業務委託については、年2回実施する消防用設備保守点検のほか、防災上、契約期間中に発生する誤報その他機能不良箇所の調査も契約に含めているため、各年度4月1日からの業務実施が必要である。このため、見積徴取等の事務を3月末の予算議決後から、4月1日までの間に行う必要があり、競争入札に付する暇がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約により契約を締結した。

(教育委員会教育部総務課)

12 各種委託業務の効率的な契約について

(1) 意見を付した事項

各種委託業務の契約のあり方については、現在、全庁的に検討中であるので、学校等警備委託業務を始めとする各種委託業務契約については、その検討結果を踏まえ、必要に応じて他部門とも連携をとるなどして、より効率的に処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月21日）

女木・男木地区に所在する学校，コミュニティセンター，診療所の廃棄物処理業務委託契約については、引き続き，複数の課にまたがる契約事務を一本化して行っている。

また，平成18年度には，学校の理科実験不用薬品処理業務と市民文化センターの不用薬品処理業務について，委託業務内容の共通性が高いことから，契約事務の一本化を行うなど，各種委託業務の業務内容に応じて効率的な契約に努めている。

（教育委員会教育部総務課）

13 児童の安全対策の強化について

(1) 意見を付した事項

児童の登下校における不審者対策として，各小学校と関係団体（PTA，地元の青少年健全育成会等）が連携して，連絡網の整備や通学路上での指導・監視（パトロール）体制の強化により児童の安全管理体制を充実させ，また，校内での不審者対策として，防犯訓練の実施や訪問者の対応マニュアルに基づく対応を行うなど，各小学校の管理体制に見合った実効性のある取組への努力がなされている。

しかしながら，監査期間中に，市内で，下校中の児童への殴打事件があるなど，登下校時の児童の安全面での環境は，ますます厳しい状況になっている。

このような中，校内の安全確保と危機管理を図るため，小学校等への監視システムの全市的な整備が検討されているが，ハード・ソフト両面にわたり，児童の安全対策について，より一層の整備・充実に努められ

たい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年12月21日）

平成14年度から順次，小学校には防犯監視システムを設置するとともに，幼稚園にはテレビドアホン等を設置し，校門等の状況が職員室等から確認できるようにした。また，小・中学校，幼稚園に，侵入者から児童を防御するため「さすまた」および「警棒」を配置し，児童の安全対策について，より一層の整備・充実に努めている。

（教育委員会教育部総務課）

14 変更契約の適正化について

(1) 意見を付した事項

高松市契約事務処理要綱第63条では，工事等の施行中に設計変更等により契約金額の一部を変更する必要がある場合は，変更契約をするものと規定されているが，街路築造工事については，工期内に変更契約を締結すべき事由が発生したにもかかわらず，設計変更等による変更契約を締結しないまま，別途，追加工事を発注しているものが見受けられたので，今後，同種の変更契約を締結すべき事由が発生した場合には，同規定に基づき，適正に変更契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月9日）

契約内容に変更する必要がある場合は，高松市契約事務処理要綱第63条の規定に基づき，平成19年度から変更契約を締結するよう改めた。

（都市整備部太田第二土地区画整理事務所）

15 高松市パークアンドライド駐車場の使用資格の確認について

(1) 意見を付した事項

高松市パークアンドライド駐車場条例施行規則第3条第2項では，使用許可申請者は，公共交通機関を利用して通勤または通学する者であることを確認できる書面を添付し，または提示して申請書を提出しなければならないが，同駐車場の使用許可伺決裁に添付されている申請書に

は、使用対象者の資格を証するものが添付されていないにもかかわらず、確認した資格に係る内容を記録していないものが見受けられたので、今後、資格を証する書面が申請書に添付されていない場合には、申請者の提示等により確認した定期券の有効期間や乗車区間の状況を申請書に記録するなど、使用対象者の資格を確認した事実を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月10日）

高松市パークアンドライド駐車場の使用資格の確認については、平成20年1月使用許可分から、使用許可申請書に、公共交通機関を利用している旨を証明するもの（定期のコピーなど）を添付して申請するよう通知し、使用対象者の資格確認を明確にするようにした。

（都市整備部都市計画課交通政策室）

16 出張に係る負担金の支出について

(1) 意見を付した事項

精神保健指定医更新および認定看護師審査の出張に係る負担金については、あらかじめ出席予定者が支払し、後日、支払証明書に基づき、出席者に支出をしているが、主催者の開催通知から負担金支払期限までに期間がある場合には、通常の会計処理により、主催者等の債権者への支出となるよう、事務処理方法の改善に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月16日）

出張に係る負担金の支出について、主催者の開催通知から負担金支払期限までに期間がある場合には、通常の会計処理により、主催者等の債権者への支出となるよう事務処理方法を改めた。

（病院部市民病院庶務課）

17 未収金処理マニュアルの見直しについて

(1) 意見を付した事項

平成16年度包括外部監査結果報告書では、既存の未収金マニュアルについて、金額の多寡に関わりなく、すべての未収金の督促や、管理責任体制の明確化が必要であるとしており、これを受けて未収金処理マ

マニュアルで、催告を行う金額の条件を除き、また、訪問徴収や保証人への請求について規定するなど、改善がなされている。しかしながら、回収責任者の明確化や報告体制の確立などの滞納管理体制が明文化されていないことから、これらを含めた未収金マニュアルの見直しについて検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年1月16日）

平成19年4月1日に、滞納管理体制等を規定した「高松市民病院医療未収金管理要領」を策定した。

（病院部市民病院医事課）